

## 固定資産税についてのお知らせ

### ● 縦覧制度

この制度は、固定資産税の納税者自身が固定資産の価格が適正であるかどうかを確認するために、他の土地・家屋の価格と比較ができるように行われるものです。

■縦覧期間 4月1日(水)～6月1日(月)  
8:30～17:15(土・日・祝日を除く)

■縦覧場所 税務課

■縦覧できるもの

土地価格等縦覧帳簿：所在地番、地目、地積、評価額  
家屋価格等縦覧帳簿：所在地、家屋番号、用途、構造、床面積、評価額

■縦覧できる人

土地または家屋の固定資産税納税者、納税管理人、納税者から委任された人  
※委任された人は本人確認ができるものと委任状をお持ちください。

### ● 土地の地目変更など

令和8年度における固定資産税は、令和8年1月1日現在の状況により課税されますので、令和7年中に土地の地目や地積が変更となった場合は、変更後の内容により課税されることとなります。

特に、**農地(田・畑)**や**山林**から、**宅地**や**雑種地**に地目が変更となる場合は、課税の基礎となる評価額が高くなるため、固定資産税の額も上がることとなりますのでご注意ください。

※**農地の転用許可を受けた場合や、太陽光発電設備の用地は雑種地または宅地での評価となります。**

☎ 税務課 税務係 ☎ 72-3113(内線135・137)

## 国民年金「学生納付特例制度」

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

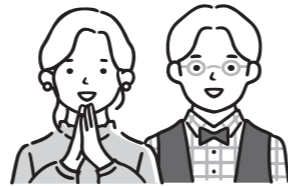
この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保することができます。保険料を納められないときは必ず手続きをしてください。

### 申請に添付が必要な書類

**在学期間がわかる 学生証のコピー**  
(裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーを含む)  
または在学証明書(原本)

なお、すでに学生納付特例制度により保険料納付を猶予されている方で、引き続き在学予定の方は、「国民年金保険料学生納付特例申請書」が4月1日以降に送付されますので、必要事項を記入してポストに投函することで申請することができます。

※但し、前年度の申請時期によっては届かないことがあります。その場合は、窓口で手続きをお願いします。



☎ 住民課 住民福祉係 ☎ 72-3116(内線147)

## 軽自動車税の減免申請について

障がいのある方が所有または使用する車両などについて、軽自動車税を減免することができる制度があります。

■対象となる車両

●障がいのある方が所有する車両  
●障がいのある方のために運転する車両(生計同一の方)  
※障がいの等級や車両の使用目的などについて対象要件があります。

■申請期限 6月1日(月)まで

■留意事項

●減免申請は毎年必要となります。  
●対象となる車両は、障がいのある方1人につき1台に限ります。(普通自動車との重複減免はできません)  
●自動車税(普通自動車)の減免については、行橋県税事務所(TEL 0930-23-2216)にご確認ください。

被災した車両、車いす昇降装置等装着車両、生活保護受給の方または社会福祉法人などが所有する車両などについて、軽自動車税を減免することができます。  
詳細は下記までお問い合わせください。

☎ 税務課 税務係 ☎ 72-3113(内線136)

### 申請に必要なもの

- 障がい者手帳等
- 運転免許証(運転する方のもの)
- 納税義務者のマイナンバーが確認できるもの

※運転免許証について、令和7年3月からマイナンバーカードと運転免許証の一体化の制度が始まりました。

免許情報が記録されたマイナンバーカード(マイナ免許証)の券面には免許情報が記載されません。免許情報を確認するため、減免申請時に従来の運転免許証に代えて、マイナ免許証を提示する場合は、下記のいずれかの方法により対応してください。

- 税務課窓口でのマイナ免許証読み取りアプリの免許情報の画面提示
  - マイナ免許証の新規取得、更新時等に交付される「免許情報記録確認書」を添付
  - マイナポータルでの免許情報の画面を印刷したものを添付
  - マイナ免許証読み取りアプリの免許情報の画面(氏名など表示有のもの)を印刷したものを添付
- ※従来の運転免許証はこれまで通り使用可能です。

## 上毛町産材活用促進事業費補助金

森林環境の保全、森林の整備及びその促進を図るとともに、地域産材である京築ヒノキの地産地消による活用促進及び安定的な木材需要の確保を行い、林業及び地域経済の活性化を目的に、上毛町産材を使った住宅を新築する方に対して、補助金を交付します。

### 補助対象者

町内に自らが居住する補助対象住宅の新築を行う方であって、次の要件を満たす方。

- ①補助対象住宅完成後、速やかに入居し、5年以上定住する方。
- ②町内に住民登録されている方、もしくは町外の住民であって住宅を新築することに伴い、町内に住民登録される予定の方。

補助金額 上毛町産材の使用量1㎡当り100,000円(上限額:1,500,000円)

※補助金の総額が予算額に達した時点で受付終了となります。

受付期間 6月1日(月)～12月25日(金)



補助金を受けようとする方は必ず**工事着工前に補助金の申請**をしてください。

着工後の申請は対象になりません。また、施工業者との契約、施工管理などは申請者の方が責任をもって行っていただく必要があります。

☎ 産業振興課 農政係 ☎ 72-3151(内線189)

上毛町の地域活性化を目的としたイベントに対し  
経費の一部を補助します

## 上毛町地域振興イベント補助金

### 対象

次のすべてに該当する団体

- ①活動が継続的に行われる団体。
- ②自らが事業主体となり、企画した事業などを完了するまで責任を持って遂行できる団体。

### 対象経費

事業に直接要するもので必要最低限の経費

※イベント運営など主催者に直接関わる報酬・日当・交通費、懇親会などの飲食に係る経費などは補助対象外となります。詳細はお問い合わせください。

補助金額 上限額:300,000円

※補助対象経費×1/2以内

☎ 企画開発課 開発交流係 ☎ 72-3112(内線127)

### 補助対象住宅

町内において、新たに上毛町産材を使用して建築した住宅(店舗併用住宅を含む)で、次の要件を満たすもの。

- ①上毛町産材(上毛町内の森林から産出されたヒノキの原木を上毛町内で製材されたもの)を3㎡以上使用するもの。
- ②上毛町産材出荷証明書を提出できるもの。
- ③補助金申請書を提出する日の属する年度の3月31日までに完成するもの。

### 対象事業

- ①上毛町内で同規模、同程度のイベント開催実績がある団体が主催する事業。
- ②上毛町内で実施する事業。
- ③補助対象経費の総額が60万円以上の規模である事業。など

### 申請方法

申請書に必要な事項を記入し、事業計画、団体概要調書、収支予算書などの書類を添付し、企画開発課まで提出してください。

※詳しくは町ホームページをご覧ください。